

原子力規制委員会です承する文書の取扱い ～正確性、一覧性、検索性の向上～

令和4年3月30日
原子力規制庁

1. 趣旨

原子力規制委員会の決定事項については、文書決裁手続を経て内容を確定し、ホームページで当日の委員会資料とは別に確定版の公表を行っている。一方です承事項については、文書決裁手続を経ないため内容を確定する手続がなく、ホームページへも確定版であることが保証されない当日の委員会資料のみが掲載されている。

そのため、了承事項のリストがなく検索が困難であること、引用したり参考資料として掲載する際に了承事項としての正確性に疑問が残ること等の問題が生じている。

そこで、以下のように原子力規制委員会です承する文書の取扱いについて定めることとしたい。

2. 原子力規制委員会です承する文書の取扱い（委員会了承事項）（案）

（1）対象とする文書

原則として、原子力規制委員会において了承された事項すべてを対象とする。

（2）手続

①委員会資料の体裁

委員会資料中で、どの部分について了承を求めるのかを明示する。

- ・別紙を了承する場合、本体資料中で「別紙のとおり了承いただきたい」と記載
- ・本体資料の一部を了承する場合、項の見出しに「(委員会了承事項)」と追記

②委員会での意思決定

当該議題の最後に委員長から、どの部分について了承してよいかという発言をし、了承されたことを確実に確認する。

③公表

- ・年度と番号を組み合わせた「2022FY-1」のような文書番号を付与
- ・1ページ目に了承事項である旨、日付、文書番号を記載し、ホームページに掲載
- ・情報公開法上、不開示事由に該当する文書は公表しない

（3）運用の開始、過去分の取扱い

- 令和4年度当初から、運用を開始する。
- 過去分も、原子力規制庁において内容を確定し、ホームページに掲載する